

平成 30 年第 1 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平 29. 11. 28
件 名	国民健康保険制度について		
結 果	平成 30. 3. 22 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝国民健康保険制度について、抜本的な財政基盤の強化には国庫負担の増額が不可欠であり、国保総収入に対する国庫支出の割合を 1980 年代の比率に見合う 50% までふやすよう国の関係機関に意見書を提出すること。2 項 1 号＝本市が行っている国保事業特別会計への一般会計からの繰り入れは、今後も必ず存続すること。また、存続を認めるよう県にも強く要求すること。2 項 2 号＝低所得者が多く加入する制度だからこそ減免制度は不可欠である。現行の減免制度に加え、恒常的な低所得者の国保税と医療費の一部負担について生活保護基準を目安とした減免制度を創設するなど、鹿児島県とも協力して減免制度を充実すること。2 項 3 号＝悪質な場合を除き、資格証明書の発行や滞納処分 の強行はしないこと。そのためにも滞納世帯の個別の実情を十分に調査・把握するとともに、児童手当や児童扶養手当などの無法な差し押さえは絶対に行わないようにすること。2 項 4 号＝長期的な視点に立ち、国保制度において、栄養・食生活、体力づくり、精神衛生、労働環境整備など健康な市民づくりの総合的な対策を講じること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝平成 30 年度予算における本市国保特会の歳入に対する実質的な国庫を財源とした歳入の割合は、50%を上回っている。</p> <p>2 項 1 号＝被保険者の税負担の軽減を図るため、30 年度予算においては、29 年度と同水準の約 21 億 8 千万円を一般会計から繰り入れているが、国のガイドラインを参考に作成された県の国保運営方針では、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入については、計画的・段階的に解消・削減を図っていく」とされていることから、今後における一般会計の法定外繰入金については、県の方針や今後の本市の収支状況などを踏まえ、総合的に検討していきたいと考えている。</p> <p>2 項 2 号＝本市の国保税の減免制度は、災害や倒産・解雇等による所得激減減免など、特別な事情のある方を対象として減免措置を行っており、また、医療費の一部負担については、恒常的低所得者に対して、高額療養費において一定の配慮を行っていることから、30 年度予算においても、新たに国保税及び医療費の一部負担を行う減免制度は盛り込んで</p>			

いないところであり、新たな制度の創設については、現段階では考えていない。

2項3号=資格証明書の発行や滞納処分については、滞納世帯の生活状況等を十分に勘察した上で、適正に実施しており、児童手当及び児童扶養手当の差し押さえは実施していないところである。今後も引き続き、適正な対応をしていきたいと考えている。

2項4号=本市国保では被保険者に対して、生活習慣病予防、重症化予防及び医療費の適正化を目的とし、特定健診、特定保健指導及び重症化ハイリスク者への訪問指導等を行っている。また、健康意識の高揚や疾病の予防・早期発見のため、セミナーの開催やリーフレットの配布を行うほか、他の関係部局で実施している健康づくりイベントに参加するなど全庁的な連携に努めていることから、栄養・食生活、体力づくり、精神衛生、労働環境などの施策は考えていないが、今後においても、引き続き、これまで取り組んできた健康保持のための各種施策を実施していきたいとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、1項については、「請願趣旨は、国庫負担の増額を求めるものであり、全国市長会の国保制度に関する重点提言においても国庫負担割合の引き上げを求めていることなどからして、国の支援の拡充・強化なしには国保制度の安定かつ継続的な運営ができないとする趣旨には賛同できることから、本件については採択したい。」という意見、「趣旨は、国民健康保険の財政基盤安定のために国庫負担を初めとする財政支援の拡充・強化を求めるものであると思うが、同様の趣旨のものが全国市長会においても決議されており、その必要性についての思いは私どもも請願者と同じであるところである。しかしながら、本請願が求めている国庫支出の割合を80年代の比率に見合う50%までふやすということについては、現在すでに国庫を財源とする財政支援が50%超の状況であることや、今後、引き続き医療費の増大が見込まれる中で、定率の国庫負担を求めることは、次世代に負担を残すことになりかねず賛同できないことから、本件については不採択としたい。」という意見、「国保への国庫負担の増額は必要であるという点では、当局も認識は一致しており、国庫支出の割合を80年代の比率に見合う50%までふやすという点についても、80年代の定率国庫負担の割合に戻してほしいという請願者の趣旨を尊重すべきと考えることから、本件については採択したい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

2項については、「1点目に、本市国保特会への法定外一般会計の繰り入れの必要性は当局も認識しており、必ず存続してほしいという点については、法定外一般会計繰入金は今ゼロにすれば、大幅な国保税の引き上げにつながることは必至であることから、請願者の趣旨は理解できること。2点目に、国保の減免制度の存続及び拡充は、国保の県単位化に移行しても、賦課徴収権のある本市の裁量で実施できることであり、所得に対して税負担が重いという本市の国保税の構造的な問題を解決していくためにも、とりわけ恒常的な低所得者の減免制度の創設を求める請願者の趣旨は理解できること。3点目に、悪質な場合を除き、不当な滞納処分はしないという点では、当局も認識は一致しており、また、児童

手当等の差し押さえは行わないという点も、県内の他市において事例があったことから、このような点を危惧して請願されたものであり、そのことは理解できること。4点目に、国保の被保険者の健康増進については、国民健康保険課の所管ではない分野も含まれているが、他課と連携して、より総合的な健康増進に取り組んでほしいという請願者の趣旨は理解できること。以上のような理由から、本件については採択したい。」という意見、「一般会計からの繰り入れを必ず存続することについては、県の運営方針や本市の健全化計画において、計画的・段階的な解消・削減の方向が示されたこと。また、一般会計の収支状況も踏まえながら、毎年度検討すべきものであり、今後も必ず存続することは、次世代に負担を押しつけることにもなりかねないこと。その他の項目についても、厳しい国保財政の中において、多額の法定外一般会計繰り入れや、毎年度、繰上充用を行っていることなどを踏まえると、新たな負担を生じさせる減免制度の創設は、現段階ではそのような状況にはないこと。無法な差し押さえについては、本市においてはこれまでそのような事実はないこと。また、健康な市民づくりの総合的な対策については、保健所を初め、本市のさまざまな施策の中で、すでに取り組んでいるところであり、国保制度の中で新たな取り組みをする必要性を感じないこと。以上のようなことから、本件については不採択としたい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。